



New Kanoya City
平成18年1月1日誕生

ごみ

本 庁 生活環境課 0994-31-1115
各総合支所 市民生活課 5ページをご覧ください。

○ごみの分別・収集

ごみ、資源物の収集方式や収集回数は、当分の間、今までどおり旧市町区域ごとに行います。
新焼却施設使用時(平成20年)前までに制度を統一します。
なお、変更が生じた場合は、ごみ分別収集カレンダー等によりお知らせいたします。

	旧鹿屋市区域	旧吾平町区域	旧輝北町区域	旧串良町区域
燃やせるごみ	週2回 有料指定袋	週1回 指定袋	週2回 指定袋	週1~2回 衛生組合袋又は透明袋
燃やせないごみ	月2回 有料指定袋	月1回 指定袋	週1回 指定袋	月2回 衛生組合袋又は透明袋
資源物(ごみ)	月2回 透明袋	月1回 指定袋	週1回 指定袋	月2回 衛生組合袋又は透明袋
粗大ごみ	自己搬入	自己搬入	自己搬入	自己搬入
分別	13分別	16分別	22分別	16分別
ごみ袋の料金 規 格	*燃やせるごみ用 (処理費を袋代に含む) (大)¥4円 (小)¥3円 (ミニ)¥15円 *燃やせないごみ用 (処理費を袋代に含む) (大)¥48円 (小)¥28円 (ミニ)¥14円 *プラ用・市販の透明袋 *資源物・市販の透明袋 ・透明レジ袋	*燃やせるごみ用 (大)¥14.2円 (中) 10円 *燃やせないごみ用 (大)¥16.3円 (中)¥11.6円 *資源物 (大)¥13.7円 (中)¥10.5円	*燃やせるごみ用 (大)¥20円 (小)¥10円 *燃やせないごみ用 (大)¥20円 (小)¥10円 *資源物 (大)¥20円 (小)¥10円	*すべてのごみ用 (大)¥10円 (小)¥6.67円 全てのごみに市販の 透明袋可能

○生ごみ処理機器設置費補助事業

家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥としての再資源化を図るため、生ごみ処理機器を設置
または購入した世帯に対して、助成を行います。

対象機種	補助金額(上限)
電気式	30,000円
コンポスト容器	購入額の2/3以内 2,800円
密封発酵容器	1,400円

市内の店舗で購入したものに限りです。

○ごみ集積所設置助成

町内会の要望により、一般廃棄物集積所の設置に対して、助成を行います。

水道

本 庁 上下水道部 0994-43-2800
各総合支所 水道分室 5ページをご覧ください。

○水道の届出

次のときは、上下水道部、各総合支所(水道分室)にお早めに届け出てください。

- ・新しく水道を使うとき
- ・使用者や所有者の住所や名義が変わるとき
- ・長い間、水道を使用しないので中止したいとき
- ・水道の使用を再開したいとき
- ・今後、水道を使用することがなく、廃止したいとき

○水道料金

水道料金は、当分の間、今までどおりとし、新市において水道事業計画を策定し、段階的に調整して
いきます。
水道料金は、下記により算出した金額に消費税を加算した金額です。

・旧鹿屋市及び旧串良町の区域(口径13mm、一般用の場合)

水道料金				
基本料金 (1か月につき)	従量料金(1m ³ につき)			
	1~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31m ³ ~
500円	75円	130円	145円	180円

・旧吾平町の区域(口径13mm、一般用の場合)

水道料金		
基本料金 (1か月につき6m ³ まで)	超過料金	メーター使用料 (1か月につき)
	(1m ³ 増すごとに)	
600円	100円	40円

・旧輝北町の区域(口径13mm、一般用の場合)

水道料金		
基本料金 (1か月につき)	従量料金(1m ³ につき)	
	1~10m ³	11m ³ ~
400円	50円	70円

○給水負担金

新たに給水を受けようとする場合の給水負担金については、下記の金額(別途消費税が加算され
ます)に統一されます。

メーターの口径	給水負担金	メーターの口径	給水負担金
13mm	27,000円	50mm	540,000円
20mm	54,000円	75mm	1,440,000円
25mm	90,000円	100mm	2,700,000円
40mm	270,000円	100mmを超えるもの	4,000,000円